

福井県警察本部訓令第24号

本 部
警察学校
警 察 署

福井県警察職員の呼称に関する訓令を次のように定める。

令和元年8月28日

福井県警察本部長 聖成 竜太

福井県警察職員の呼称に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の規定により福井県警察に置く警察官その他所要の職員（以下「警察職員」という。）の呼称について必要な事項を定めることを目的とする。

(警察官)

第2条 警察職員のうち、警察法第56条第2項に規定する地方警察職員たる警察官の呼称は、警察法第62条に規定する階級に、それぞれ「福井県」を冠する。

(その他所要の職員)

第3条 福井県地方警察職員定数条例（昭和29年福井県条例第36号）第1条に規定する職員のうち、警察官以外の者の呼称は、福井県警察行政職員（以下「警察行政職員」という。）とする。ただし、必要に応じ、「福井県」を省略することができる。

2 警察官を除く警察職員のうち、警察行政職員以外の者の呼称は、別に定めるところによる。

附 則

1 この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

2 この訓令の制定に伴う所要の事務については、令和2年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 この訓令の施行日の前日において、現に福井県職員の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、施行日に福井県警察行政職員に任命されたものとみなす。